

議案第103号

三次市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和4年12月2日

三次市長 福岡誠志

三次市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例（案）

三次市自転車の安全利用に関する条例（平成27年三次市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第6条中第5項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。